

(第一類 第十六号)

第一回國會 財政及び金融委員會會議錄第三十八号

昭和二十二年十一月二十二日(土曜日)

午前十二時五十二分開議

出席委員

委員長 北村憲太郎君
委員 中崎 敏君 島田 晋作君
時雄君 理事 早稻田 柳 右四郎君
理事 藤田十一郎君 理事 藤田新五郎君
理事 古川 久衛君
赤松 勇君 川合 彰武君
川島 金次君 河井 榮藏君
佐藤 次郎君 田中 鐵之進君
西村 榮一君 林 大作君
松尾 トシ君 八百板 正君
栗田 英男君 後藤 悦治君
中曾 康弘君 青木 孝義君
島村 一郎君 周東 英雄君
吉米 地俊君 井出 太郎君
内藤 友明君 石原 登君

出席政府委員

總理廳事務官 佐多 忠隆君
總理廳事務官 渡邊喜久造君
委員外の出席者
專門調査員 國地與四松君
專門調査員 氏家 武君

十一月二十一日

北海道に在勤する政府職員に對する越冬燃料購入費補助のための一時手當の支給に關する法律案(内閣提出)(第二十二號)
の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した議案
經濟力集中排除法案(内閣提出)(第六八號)
持株會社整理委員會令の一部を改正

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議錄 第三十八号 昭和二十二年十一月二十二日

する法律案(内閣提出)(第九七號)

○中崎委員長代理 これより會議を開きます。

昨日の委員會におきまして、經濟力集中排除法案について、打合せの範圍において修正の内容、あるいは字句等につきましては委員長に一任されておつたわけでありまして、その問題についてその筋とも交渉中であるわけでありますが、まだ幾分さらに交渉を要するような點もあつたので、いづれこれらの問題が決定いたしましたから、あらためてこの問題について協議したいと思ひます。その點御了承願ひたいと思ひます。

○川合委員 本委員會は定刻を過ぎること約二時間になりますけれども、自由黨の席には先ほどから一人も委員が見えていないという状況で、これはなほ今後の審議に困る點が多々あると思ひますから、委員長から警告せられんことを望みます。

それと同時に、そういう關係もありますので、本日はこれにて散會せられんことを望みます。

○中崎委員長代理 川合君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中崎委員長代理 では暫時休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後七時四十五分開議

○北村委員長 それでは休憩前に引續き會議を開きます。

經濟力集中排除法案を議題といたしました。本案に對する質疑はすでに終了いたしましたので、本案に對しましては各派共同の修正案が提出されております。ここにこれを朗讀いたします。

經濟力集中排除法案の一部を次のように改める。第一條中「できるだけ速やかに」の下に「過度の」を加える。第三條第一項中「左に掲げる」を「左の各號の一に該當する過度の」に改め、「八月一日以後この法來施行の日前において存在したる」を「八月一日以後この法律施行の日前において左の各號の一に該當したる」に改める。以上でございます。修正案の趣旨を説明を求めます。塚田君。

○塚田委員 ただいま議題になつております經濟力集中排除法案の修正案の趣旨を御説明申し上げます。

本法案の審議の經過など見ておられます。そうしてその際における政府委員の答辭の趣旨によりまして、本法案の趣旨は結局日本の經濟力が戰爭中におきまして過度に集中を來したといふものを排除するといふことが主なる目的であるというように考えられます。その趣旨であります以上は、この法案の適用される程度がどの程度であるかといふことを、この法案の中に明らかにしておきたいことが、この法律によつて經濟界に及ぼす混亂を最小限度に止めるという意味からも、ぜひ必要であると思ひますので、本法案の内容におきまして、經濟力集中といふ文字のあるところに、ただいま委員長

の御説明のあつたように修正を加えた次第であります。以上をもつて説明を終ります。

○北村委員長 これより本案及び修正案を一括議題として討論に入ります。

(討論省略と呼ぶ者あり)

○北村委員長 討論省略でよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北村委員長 御異議がなければ討論を省略いたします。これより採決をいたします。まづ各派共同提案の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○北村委員長 起立議員、よつて本案の修正案は可決されました。次に修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○北村委員長 起立議員、よつて本案は修正議決されました。なお修正議決の結果生ずる字句の整理等につきましては、これを議長に一任することにいたしましたと思ひます。なお例によりまして、委員長報告等につきましても、委員長にお任せを願ひたいと思ひます。

○北村委員長 次に持株會社整理委員會令の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては質疑も終了いたしましたので、これより討論に入ります。

(討論省略と呼ぶ者あり)

○周東委員 ただいま議題になつております持株會社整理委員會令の一部

を改正する法律案に關しましては、大體におきまして賛成であります。ただ二點について委員長の報告の中に織りこんでいたたい點があります。

第一點は、持株會社整理委員會が當初設けられたときの權限職能というものは、このたび擴大された委員會の權限職能とは非常に違つておるのであります。今度は從來の委員會より非常に重大な力をもつ委員會になりますので、その結果といたしまして、從來の委員會の職務權限を行うために選任された委員といふものと、今度の委員會において選任される委員といふものは、よほど違つていなければならぬと思ひますので、それらの點につきまして、委員の選任または増加等の場合におきましては、十分に新たに附加えられるところの委員會の職能權限に副うような委員の選任を願ひたい。こ

ういふことを委員長の報告に一つ入れていただきたいと思います。

もう一點は、新たに擴大された委員會は、相當に譲受けをしたり、あるいは譲受けをするところの財産をもち、相當な行爲をするのでありますから、それらにつきまして、委員會の委員長または會計を掌る委員職員等につきましては、たとへば會計法の出納官吏に準ずるがごとき、不當支出等の場合における賠償責任等、責任に關する規定を置くが至當である。かように考へて、この前御質問をしたのであります。が、これは委員會の趣旨に鑑みてぜひそのことが必要である、これらの意見

のあつたことを併せて委員長の報告に織りこんでいただきたい。かように考えます。

○北村委員長 ただいま周東君のお述べになりました御意見は、きわめて必要であると思ひますので、ただいま御意見がありましたように、委員長報告にはこれを織りこむことにしたいと思ひます。

それでは、持株會社整理委員會令の一部を改正する法律案につきまして採決したいと思ひます。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○北村委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

これにて散會いたします。
午後七時五十四分散會

〔參照〕

經濟力集中排除法案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案は本文二十七條と附則一項から成つてゐる。

以上順を追つて説明すると、第一條は、この目的であるが、

平和的且つ民主的な國家を再建するための方策の一環として、できるだけ速かに經濟力の集中を排除し、國民經濟を合理的に再編成することによつて、民主的で健全な國民經濟の再建の基礎を作ることにある。

第二條は、この法律における用語を規定している。又指定の對象となる經濟力の集中は、

(1) 獨占的性質の企業
(2) 關連性のない事業を兼營する

企業
(3) 役員兼任、株式保有等の方法で他の企業を支配する企業

(4) カルテル、シンジケート、トラスト等の制限的若しくは獨占的な協定及び契約等

(5) 個人又は家族の富の集中で獨占的企業を支配するものの何れかに該當するものであつて、且つ、この法律施行の日前において現に存するもの及び昭和二十二年八月一日からこの法律の施行の日前において存したものである。(第三條)

この指定を行うのは持株會社整理委員會であつて、指定の具體的基準を定めてこれを公示し、昭和二十三年九月三十日までの間に指定を行うのであるが、經濟界に與える不安等を考慮し、なるべく短期間に終るよう努力する。(第三條、第六條)

指定は文書で利害關係人に通知して行ふことになつてをり、この場合利害關係人には、當該會社その他の團體又は個人、株主、債權者、社債權者の外に當該會社等の從業員も含んでゐる。利害關係人が多數で、個々の通知が事實上困難な事情もあるので、通知は公告で行ふこともできる。(第五條第二項)

指定については、或る特定事業について指定を行わないといつた意味の適用除外の規定は別にないが、國、地方、公共團體、公團、労働組合については、指定を行わないことになつてゐる。又この法律は、配給統制に關する法令の適用を妨げるものでないことが規定の上に明かにされてゐる。(第十七條)

指定された經濟力の集中を公共の利益のために排除することが必要と認められるときは、持株會社整理委員會は、當該會社その他の團體又は個人に對してその排除の措置を採らなければならない。(第三條、第七條第一項)

しかし、指定されたものについて必しも全部が全部排除の措置がとられるとは限らないのであつて、指定されたものについて検討の結果、排除の措置をとる必要のないことが明かなれば、指定の取消が行われることになつてゐる。(第五條)

第七條第二項は、持株會社整理委員會の機能の態様について並列的に掲げてゐるが、排除の典型的な進行は概ね次の通りである。

先ず持株會社整理委員會は、會社その他の團體又は個人に對して經濟力の集中の指定をする。而してそれが公共の利益のために排除さねばならないときは、これに對して排除の計畫即ち企業再編成計畫或は財産處分計畫の提示を求め、提示を求めて計畫の提示がなかつたとき、又は計畫が著しく不適當であつた場合には、持株會社整理委員會は自らこれらの計畫を作成することができ、排除の計畫を承認し又は作成しようとするときは、その指令案を文書で利害關係人に通知する。(第七條第二項第七號、第八條)

この通知は、公告して行ふことができる。指令案を通知した日から十五日を経過した後に持株會社整理委員會は利害關係人に對し聴聞會を開き、指令案に對する異議の申立や、意見の具申を聴き、指令案に必要な變更を加えて決定することができ、(第十一條第一項)

指令を決定したときは、決定指令を利害關係人に文書で通知し又は通知に代えて公告しなくてはならない。

持株會社整理委員會の指令の決定に際して事實の認定が實質的な證據を基礎としていない場合、又は實質的な證據を採用していない場合は、利害關係人は決定指令が通過、又は公告されてから六日以内に、内閣總理大臣に不服の申立ができる。(第十三條)

内閣總理大臣は利害關係人の不服が適當であると認めるときは、事件を持株會社整理委員會に差し戻すのである。(第十四條)

又右の不服申立の期間及び不服申立のあつた場合は、その事件が確定するまでの間は、當該決定指令の執行は停止される。(第十五條)

次にこの法律は、公正取引委員會について數個の規定を設けてゐる。この法律が獨占禁止法とその目的、作用を異にしていることは、今までの説明で明かであると思ふが、第十六條の規定中「他の法令」の中には當然に獨占禁止法を含んでをり、また第二十七條には獨占禁止法の規定はこの法律の規定によつて變更されることがない等の規定がある。この二つの法律は夫

夫の目的に従つて獨自に運用されるのである。

然しながらこの法律は、獨占禁止法とその目的の聚りに對して密接であり、その發効の對象において實際上適合する場合がある。そこで持株會社整理委員會が再編成計畫の承認その他の處分の指令案を承認しようとするときは、その指令案を公正取引委員會に對して通知し(第八條第一項)、公正取引委員會は、その指令案について獨占禁止法の規定と違反する場合は、その旨を持株會社整理委員會に指示し(第十條)、その指示に基づいて持株會社整理委員會は、これを變更することができ(第十一條)、又公正取引委員會は決定指令の執行を掌り、決定指令の變更の申立を受け(第十九條)、持株會社整理委員會は、職權の一部を公正取引委員會に委任することができ(第二十條第一項)、持株會社整理委員會は、臨時的機關であるから一定期間の後、この法律の職權を公正取引委員會に移すこと等の規定を設け(第二十六條)、獨占禁止法とこの法律の調整乃至關係を明かにするようになつてゐる。

最後に第二十一條乃至第二十五條は罰則の規定となつてゐる。

二、本案の修正議決の理由

政府は既に財閥解體、私的獨占禁止法の制定實施等により、國民經濟の民主的で健全な發達を圖つてゐるのであるが、わが國の現状をみると民主化のための各般の措置が所期通りの効果を擧げるためには、先ず以て急速に且つ徹底し

た手段により、所謂「経済力の集中」を排除しなければならぬ必要を痛感するのである。かかる見

地より本法案は大體において適切妥當のもの認められたが、その排除の對象となる「経済力の集中」とは、本法案の趣旨よりみれば「過度の経済力の集中」を言つてゐるのであるから、條文中の「経済力の集中」の全部「過度の」の字句を加えるように修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十一月二十二日

財政及び金融委員長 北村徳太郎
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

経済力集中排除法案の一部を次のように修正する。

第一條、第六條第一項、第七條第一項及び第二項第一號、第六號、第七號、第八號、第十號、第八條第一項、第十六條並びに第十八條中「経済力の集中」の上に「過度の」を加える。

第三條中「左に掲げる経済力の集中で、この法律施行の日において現に存している、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において存したものを」と「過度の経済力の集中で、この法律施行の日において現に左の各號の一に該当している、又は昭和二十年八月一日以降この法律施行日前において左の各號の一に該当したもの」に改める。

持株會社整理委員會の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的
改正の主なる點は次の通りである。

第一に、持株會社整理委員會の目的及び業務に経済力集中排除法の施行に關する事項を加えたこと。

第二に、同委員會が委員長、常務委員、監査委員及び委員より構成されてゐたのを監査様式の變更に伴つて、このうち監査委員を廢止することにしたこと。

第三に、持株會社整理委員會の經費は、從來同委員會が持株會社及び指定財閥家族から課りうけた株式その他の財産から生ずる配當等の収入及びそれらの財産を換價處分して得るところの代金を持株會社及び財閥家族に引渡す前に、所要額を差引いて必要經費に充當するとともに、委員會は、これらの者以外の者から株式の議決權の行使を委せられてゐるので、それについて手数料を徴收することとなつてゐる。この點實質においては變りはないのであるが、法文上これ等の収入を手数料として徴收し得る旨を明確に規定したと。さらに今回の経済力集中排除法によつて増大した事務のうち、主として企業に關連する純行政的性質の事務については、その經費相當額は國庫より豫算をもつて交付することとし、委員會の經費は手数料と交付金をもつて支辨することとしてゐる。

第四は、持株會社整理委員會に對する監査について、從來内閣總理大臣の監督の下に持株會社整理委員會が設けられ、同委員會の業務の運営を監査することになつてゐたので、不必要と認めてこれを廢止して整理委員會は、直接内閣總理大臣の監督に屬する旨を明かにしてゐる。

二、本案の可決理由
本案は経済力集中排除法案と不可分の關係にあり、これが制定せられることになると、その實施は持株會社整理委員會が擔當することになつてゐるので、これに應じて法案の一部を改正する必要が生じたのである。以上のような理由より本案は大體において妥當のものと認め可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十一月二十二日

財政及び金融委員長 北村徳太郎
融委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年一月二十九日印刷

昭和二十三年一月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局